

阿南市子どもの読書活動推進計画
(第三次推進計画)



令和6年3月
阿南市教育委員会

目次

第1章 第二次推進計画の成果と課題	1
1 第二次推進計画策定後の情勢変化.....	1
2 第二次推進計画の成果.....	2
3 第三次推進計画への課題.....	5
第2章 第三次推進計画の基本的な考え方.....	7
1 策定の趣旨	7
2 基本目標	7
3 基本方針	7
4 各計画との関連.....	8
5 計画期間	8
第3章 子どもの読書活動推進のための方針と方策.....	9
基本方針1 子どもの主体的な読書活動推進のための環境整備.....	9
【市立図書館】.....	9
【幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て施設】.....	10
【小学校】.....	10
【中学校】.....	10
【家庭・地域】.....	11
基本方針2 子どもの主体的な読書活動推進のための普及・啓発.....	12
【市立図書館】.....	12
【幼稚園・保育所・認定こども園等の子育て施設】.....	12
【小学校】.....	13
【中学校】.....	14
【家庭・地域】.....	14
基本方針3 子どもの読書活動推進のためのネットワークづくり	15
1 市立図書館を中心としたネットワーク.....	15
2 各施設・団体のネットワーク.....	17
第4章 計画の推進と評価	18
1 推進体制	18
2 計画の進行管理.....	18
巻末資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	19
巻末資料2 阿南市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画 策定委員名簿.....	22

第1章 第二次推進計画の成果と課題

1 第二次推進計画策定後の情勢変化

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけるために欠くことのできないものです。

阿南市では平成20年12月に「阿南市子どもの読書活動推進計画」を、平成28年3月にはその第二次推進計画を策定し、子どもの読書活動の振興に取り組んできました。

第二次推進計画策定から8年が経過した今、子どもの読書を取り巻く情勢は大きく変化しています。

【社会状況の変化】

インターネットが世界を繋ぐ今日、スマートフォン等電子機器が普及し、ICT（情報通信技術）抜きの生活は考えられません。内閣府の「令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」¹によると、青少年の約98%がインターネットを利用しており、スマートフォンの所持率は、小学校高学年では約43%、中学生は約78%に上っています。

近年はビックデータ²やAI（人工知能）が活用されるようになりました。デジタル化がますます進み、社会状況は予想をはるかに超えて激しく変化しています。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大防止対応により、対面でのコミュニケーションが制限された結果、人々の意識は大きく変わりました。各学校が臨時休校になり、地域の図書館においても臨時休館や開館時間の短縮、入館制限が余儀なくされるなど、子どもの読書活動にも影響を与えました。図書館に来館して本を借りたり、おはなし会を楽しんだりすることができなくなった日々は記憶に新しいところです。現在は徐々に元の状態を取り戻しつつありますが、人数制限等、人々が集う場での対応には配慮を行う姿勢が続いています。

【学校教育における変化】

学校での学びには、社会のありようが反映されています。社会の変化を受けて、平成29年に改定された新学習指導要領が幼稚園、小学校、中学校と順次実施されました。この新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点が重要視されています。

¹ https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040039873（※ 現在の所管はこども家庭庁）

² 日々生成される多種多様で膨大な量のデータのこと。Web上の動画や音声、SNSの投稿など大量に蓄積されたデータ群を指し、これを分析することでビジネスや社会活動に活かすことができる。

また令和元年から始まった GIGA スクール構想³により、児童生徒に一人1台タブレットが配布されました。授業中に自分のタブレットを使ってインターネットで調べものをしたり、電子書籍で読書を楽しんだりする生活が日常化しています。

2 第二次推進計画の成果

第二次推進計画策定以降の取組みの成果として、以下のものが挙げられます。

【市立図書館】

市立図書館においてボランティアと協力して行ってきた毎週のおはなし会が、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年から4年にかけて中止となりました。4か月児健診時に絵本を手渡し、赤ちゃんと保護者に本に親しむきっかけを届けるブックスタート事業⁴も一時中止されていましたが、手渡しの方法や赤ちゃんへの接し方を変更しつつ、現在は再開しています。

様々な制約の中でも、読書週間の行事「図書館まつり」を平成22年から継続して開催するほか、小学6年生を対象とした「子ども司書体験」など、多様なイベントを行い、子どもたちが図書館や読書に関心を抱くきっかけづくりをしています。

幼稚園・保育所・認定こども園等や学校などに対しては、まとまった数の本を届ける配本サービスや移動図書館車⁵の巡回を定期的実施し、学級文庫や調べ学習等の授業で使用する本の貸出などを行っています。また、小学生の図書館見学や中学生の職場体験の受け入れも継続してきました。

令和4年4月には市立図書館のホームページをリニューアルし、新しく「子どものページ」を作成しました。図書館の使い方をわかりやすく説明し、子どもに人気の本のリストやイベント情報などを掲載しています。

図書館まつり



子ども司書体験



移動図書館車「ひまわり号」



³ 義務教育を受ける児童生徒のために、一人1台の学習者用端末（タブレット）と高速ネットワーク環境などを整備する計画。

⁴ 赤ちゃんとその保護者に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする活動。健診時などに絵本を手渡し、絵本を読んでもらう楽しさや嬉しさを届ける事業。

⁵ 阿南市では図書館から遠い地域に住む人のために、移動図書館車「ひまわり号」が約3,000冊を積んで市内の公民館や小中学校などを巡回し、本の貸出をしている。

【ボランティア団体】

市内には読み聞かせを行う多くのボランティアグループがあり、市立図書館や幼稚園・保育所などのほか、小・中学校でおはなし会を継続してきました。特に小学校については全学年全クラスにボランティアが訪問し、定期的に読み聞かせを実施しました。

ブックスタート事業にも協力し、赤ちゃんと保護者に絵本の楽しさを伝え、家庭での読み聞かせを呼びかける活動も行っています。おはなし会やブックスタートは、新型コロナウイルス感染症の影響で中断した時期もありましたが、感染が収まってからは各グループが活動を再開しています。

平成22年に発足した「阿南市おはなしボランティアネットワーク」では、ボランティアグループ同士がネットワークを組み、定期的に情報交換や勉強会を継続してきました。「こどもゆめ基金」の助成により、絵本作家を招いてのイベントも実現しました。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

職員やボランティアによる絵本の読み聞かせを継続してきました。施設内に絵本コーナーを設置して、子どもが自由に絵本を手にとることができるようにしています。保護者に対しては、この絵本を自宅に持ち帰って家族で読み聞かせを楽しむことや、各年齢に合わせた月刊絵本の購入を呼びかけて、家庭でも絵本に親しむ機会が増えるよう働きかけています。

また、園だよりやポスターなどの掲示物で絵本に関する情報を提供し、参観日に親子で絵本を読みあう時間を取り入れるなど、保護者への啓発にも力を入れてきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により中断していたこともありますが、施設訪問や職場体験を通じて訪れた小中学生による読み聞かせが一部再開されました。また、地域のボランティアを招いて絵本の読み聞かせをしているところもあり、学校や地域との交流や連携を深めています。

【児童クラブ・児童館・公民館】

児童クラブでは、市立図書館の団体貸出を利用したり、新しく本を購入したりして子どもが本と触れ合える環境の充実を図っています。また、子どもたちが本に親しむきっかけづくりとして読書の時間を設けているところも増えてきました。

公民館では、いくつかの館でボランティアによるおはなし会が定期的に実施されています。

【小学校】

平成 28 年度より学校図書館サポーター⁶が配置されました。当初は3人でしたが、令和3年には7人に増え、各校の学校図書館で活躍しています。学校図書館サポーターが本を整理し、季節にあわせた本の展示を行うなど、学校図書館の整備を進めることで、子どもが学校図書館に興味を持ち、足を運ぶようになりました。授業で読み聞かせを行っている学校もあり、子どもの読書への関心を高めるうえで、サポーターの活動が大きく役立っています。

また、調べ学習用の本など新しい本を購入し、学校図書館が充実したことで、子どもが図書館を活用することが増えました。子ども同士で読み聞かせやおすすめ本の紹介を行うなど、各校で読書活動にも取り組みました。

市立図書館とは、団体貸出による配本や移動図書館車の巡回などで連携しています。カリキュラムの一環として図書館見学を実施し、図書館や本への興味付けを行いました。

取組み例 読書表彰



【中学校】

学校図書館サポーターの配置により、学校図書館の利用が増えました。サポーターは1校につき月4日程度来校し、本の整理を進めた結果、館内の環境を整えることができ、生徒が利用しやすい図書館になりました。図書委員と協力して、読み聞かせを実施している学校もあります。

新刊本の購入や古くなった本の買い替えを進め、学校図書館が充実しました。また、学級文庫を配置し、本を身近に感じられる環境づくりが進んでいます。

読書活動への取組みとしては、全校読書や生徒によるおすすめ本の紹介などを実施している学校があります。

⁶ 学校の図書担当職員と連携して学校図書館運営に協力する会計年度任用職員。児童生徒に本を薦めたり、読み聞かせをしたり、授業で使う本の選定に協力したりしながら、本への興味と関心を高める環境づくりを行う。

3 第三次推進計画への課題

【市立図書館】

子どもの年齢が上がるにつれて図書館利用が減少する傾向があり、小中学生の利用促進のための取組みを行う必要があります。子どものニーズに合わせた新刊本や調べ学習、勉強に役立つ本など様々なジャンルの図書の充実を図り、また子どもが本に興味を持つようなイベントを実施することにより、子どもの読書への関心を高めることができると考えられます。

電子図書館⁷事業では、令和3年度から市内の小学6年生にID・パスワード配布を行ったことから、利用が大幅に増加しています。子どもの利用に対応するため、児童書のコンテンツ（電子書籍）の充実に努めていますが、電子書籍は貸出回数が既定数を超えると貸出できなくなるなど、利用に制限があるため、コンテンツの不足を解消する施策を講じることが求められます。

家庭において本と関わりを持つことが、子どもの読書習慣に大きな影響を与えます。そのため保護者に読書活動の大切さを伝えるための啓発や、保護者が本の選び方などを気軽に相談できる環境づくりが必要です。

学校には配本や団体貸出などを行っていますが、貸出冊数や内容について検討するなど、市内の各学校と協力して連携を進める必要があります。

【ボランティア団体】

図書館で定期的に行っているおはなし会の参加者は、就学前の幼児が中心で、小学生は減り続けています。

幼稚園・保育所・認定こども園等や学校では、コロナ禍以後ボランティアの受入態勢に差異があり、読み聞かせを再開できていない施設もあります。状況を見ながら、また、方法を工夫しながら、以前のような読み聞かせの活動を行っていく必要があります。

また、ボランティア活動継続のために、人材の確保と育成が急がれます。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

絵本を購入するための予算が少なく、寄贈や助成金の活用をしていますが、苦慮している状況です。市立図書館の配本や団体貸出を利用して、子どもが手に取ることができる絵本を増やしていくことが望まれます。

家庭では、子どもは小さな頃からスマートフォンやゲームに触れており、また保護者もスマートフォンを利用する時間が多くなっていることから、本を読む機会が少なくなっていると思われます。保護者が子どもと一緒に自宅で読書し、本について語

⁷ インターネットを介して電子書籍を紙の本と同じように利用できるシステム。パソコンやタブレット端末、スマートフォンから電子書籍（コンテンツ）を借りることができ、24時間いつでも、どこでも、好きな時に利用できる。

り合うことで、子どもが本と触れ合う時間を増やし、本を楽しむ読書活動を啓発していく必要があります。

【児童クラブ・児童館・公民館】

児童クラブや児童館では、様々な年齢の子どもが集まるため、それぞれ興味や読書の好み異なります。また、学年やクラスによって帰る時間が違うため、読書時間の制約があります。子どもの興味に対応した本と、子どもが読書に集中できる環境整備が必要です。また、保護者にも読書を呼びかけ、家庭と連携して子どもの読書に対する関心を高める取組みも大切です。

公民館においては、公民館図書室に本が少なく、古い本ばかりで利用されていない状況です。新型コロナウイルス感染症の影響で、読書啓発のための講座やイベントが実施されなくなったことも懸念されます。

【小学校】

読書への興味に個人差があり、本に関心がない子どももいます。ひとりひとりに合わせた働きかけを行うとともに、学校全体で読書活動を進めていくことが必要です。

学校図書館サポーターの配置により学校図書館の環境は向上しましたが、全ての学校においてサポーターの活動をさらに充実させ、教員と協力して読み聞かせなどの読書活動を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったボランティアのおはなし会が再開できていない学校があります。ボランティアと連携を強化して、読書活動を広げていく必要があります。

【中学校】

学校図書館サポーターの配置により学校図書館の整理が進み、学校での読書環境が整ってきましたが、さらなる本の充実が必要です。

読書の習慣を身につけるために、朝の読書活動など多様な取組みを行い、子どもが自ら本に向かう姿勢を育み、読書に集中する時間を確保することが重要です。

子どもの読書に対する興味を高めるために、図書関連のイベントを増やすことを目指していますが、生徒も教員も多忙であり、双方に負担のかからない企画を検討することが必要となります。

第2章 第三次推進計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

阿南市では、第二次推進計画策定以後、子どもの読書活動推進のために様々な方策を実施してきました。この間に社会情勢は大きく変化し、パソコンやスマートフォンの利用が日常的になっている中、子どもの読書環境の整備を図る取組みの重要性が高まっています。

この度、第二次推進計画の成果をもとに、社会の変化に対応し、本との出会いを通じて子どもの人生がより豊かになることを願い、子どもの読書活動を阿南市全体で支援していくため、新しく「阿南市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定します。

2 基本目標

第二次推進計画の成果と課題を踏まえ、第三次推進計画では目標を以下のように定めます。

読書の楽しさと、自ら学ぶ喜びを子どもたちに
—— 子どもの主体的な読書活動をあらゆる方向から支援します ——

3 基本方針

上記の目標を実現するために、以下の方針のもと、方策を実施します。

(1) 子どもの主体的な読書活動推進のための環境整備

子どもの読書意欲を高め、いつでも本を手にとることができる環境を整えます。

(2) 子どもの主体的な読書活動推進のための普及・啓発

子どもの読書活動推進への理解を深めるために、様々な普及啓発事業に取り組みます。

(3) 子どもの読書活動推進のためのネットワークづくり

市立図書館を中心として関係団体や施設とネットワークづくりを進め、子どもを取り巻くすべての大人が協力して阿南市全体で子どもの読書活動を支援します。

4 各計画との関連

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）及び「徳島県子どもの読書活動推進計画」[第四次推進計画]（令和元年10月）を基本として、当市の状況等を踏まえて子どもの読書活動を推進するための施策を示すものです。市全体の施策を位置付ける「阿南市総合計画」や、教育委員会がまとめた「阿南市教育振興基本計画」との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

5 計画期間

令和6年度から5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方針と方策

第2章で示した基本目標を実現するため、以下の3つの基本方針のもとに各方策を実施していきます。

基本方針1 子どもの主体的な読書活動推進のための環境整備

家庭や地域、市立図書館、幼稚園・保育所・認定こども園等や学校において、子どもがいつでも自由に本を手にとることができる環境づくりを目指します。

【市立図書館】

市立図書館は市民の読書活動を支える役割を担っています。子どもが気軽に来館して、自由に本を読んだり調べものをしたり、主体的な読書活動を行うことができる場所であることが求められます。子どもの読みたい本を集め、本への関心を深めるイベントを実施して、子どもに読書の楽しさや本から知識を得る喜びを実感してもらえることを目指します。

〈方策〉

- ① 子どもの発達段階に応じた多様な本を豊富に揃え、児童書の充実を図ります。来館者だけでなく、市内各施設や学校への貸出に対応できる十分な冊数が必要となります。読み物だけでなく、調べ学習や個人の興味に合わせた様々なジャンルの本を収集していきます。また、中学生・高校生など10代のティーンズ世代を対象としたコーナーの充実を図ります。
- ② 季節やテーマに合わせた本の特集展示を行い、子どもが本を手にとって読んでみようとする気持ちを引き出します。
- ③ 毎週のおはなし会や季節ごとに大きな会場で行うクリスマスおはなし会など、本に親しむためのイベントを、ボランティアと協力して継続して実施します。
- ④ 市内の幼稚園・保育所・認定こども園等や学校などへ、配本や団体貸出などで支援を行います。
- ⑤ インターネット環境を利用した電子図書館の利用を促進します。市内小学生へ電子図書館パスワード配布を継続し、電子書籍の利用促進を図ります。
- ⑥ 図書館利用に支援が必要な子どもへの対応として、点字本やデイジー図書⁸、録音図書等を収集していきます。また、拡大読書器等機器による読書環境の整備に努めます。

⁸ デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格のこと。視覚障害などで普通の印刷物を読むことが困難な人のために制作される。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

幼稚園や保育所、認定こども園等においては、年齢によって発達に差があるため、子どもの状態に合わせた絵本選びを大切にして、読書環境の充実に力を入れていきます。

〈方策〉

- ① 施設内に子どもの発達段階に応じた絵本や紙芝居等を備えた絵本のコーナーを設置します。市立図書館からの団体貸出を活用し、子どもが自分の興味に合った絵本を手に取りやすい環境づくりを目指します。
- ② 職員や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会を充実させることで、子どもの絵本に対する関心を高めていきます。

【小学校】

子どもが読書習慣を身につける上で、学校の果たす役割は重要です。友達と一緒に楽しみながら、子どもが主体的に読書活動に取り組めるよう、学校での読書環境を整えていきます。

〈方策〉

- ① 調べ学習の本や子どもが希望する本を増やし、学校図書館のさらなる充実に努めます。
- ② 学校図書館を活性化するために、学校図書館サポーターがより多様な活動ができるよう、サポーター配置の充実に努めます。
- ③ 市立図書館の配本や団体貸出を活用して学級文庫を充実させ、いつでも身近に本がある環境づくりに努めます。

【中学校】

勉強や部活動で忙しくなり、インターネットやゲームの時間が増える年代です。年齢が上がるにつれて読書率が下がる傾向にあるため、身近な生活の場である学校で、いつでも好きな本が読める環境があることはとても大切です。

〈方策〉

- ① 学校図書館の整備が進み、利用しやすい図書館になりました。今後も生徒の希望を選書に取り入れ、生徒が興味を持ち活用できる本を増やしていきます。
- ② 授業や学校行事に合わせた特集展示のコーナーを設け、学習に活用できる本を揃えます。
- ③ 学校図書館の開館時間を増やして活性化を図ります。
- ④ タブレットを活用し、電子書籍やデータを利用した授業の取組みを進めていきます。

【家庭・地域】

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第6条に保護者の役割が規定されているように、子どもが読書の習慣を身につけるためには、保護者への働きかけが重要です。市立図書館が中心となって、家庭での読書活動を支援する取組みを進めていきます。

放課後や春・夏・冬休みなどの学校休業日に子どもが集まる児童クラブ・児童館や、地域コミュニティ形成の場である公民館などの地域の施設においても、子どもと本を繋ぐ読書活動の推進を市立図書館と連携・協力して取り組みます。

〈方策〉

- ① 市立図書館で借りることができる冊数の上限を100冊とし、家庭内にいつも本があり、子どもがいつでも本を手にとれる空間づくりを支援します。
- ② おはなし会やブックスタート事業など、子どもと大人と一緒に本に触れることができる場を用意し、多様な本の楽しみ方を学べるよう支援します。
- ③ 児童クラブや児童館、公民館では市立図書館の団体貸出などを利用して施設に本を備え、読書するスペースを確保し、子どもが読書に親しむ環境を整備していきます。

ブックスタート



ブックスタート会場で渡すブックスタート・パックの一例⁹



⁹ 画像出典：NPO ブックスタートホームページ (<https://www.bookstart.or.jp>)

基本方針2 子どもの主体的な読書活動推進のための普及・啓発

子どもの発達に応じた多様な読書機会を提供することで、子どもの読書に対する関心を高め、もっと本を読みたいという気持ちを育てます。阿南市全体で子どもの読書活動を推進していくため、多様な普及啓発活動を実施します。

【市立図書館】

図書館は、大人も子どもも本と出会い、読書を楽しむことができる場です。まず図書館に興味を持ってもらい、来館してもらうことが重要です。図書館の活動を広報することで、図書館に行ってみたいという気持ちを育てます。

〈方策〉

- ① ボランティアと協力して毎週実施しているおはなし会を継続します。絵本の読み聞かせや手遊びを通して、子どもにおはなしの世界の楽しさを伝え、本への関心につなげます。
- ② ボランティアと連携して夏休みや冬休みに季節のおはなし会を開催するほか、秋の読書週間に「図書館まつり」を行い、普段は体験できないワークショップや絵本の原画展など、特別な読書活動体験の場を積極的に用意していきます。
- ③ 市内小学6年生を対象にした「子ども司書体験」や中学生の職場体験、高校生のインターンシップの受入れを継続します。カウンターでの貸出返却やバックヤードでの資料整理を体験することで、図書館に対する関心を高めます。
- ④ 幼稚園・保育所・認定こども園等や学校などからの図書館訪問を受け入れ、図書館利用体験ツアーを実施することで図書館の活動内容を周知していきます。
- ⑤ 本の予約やリクエスト、レファレンスサービスなど、図書館の様々な活用方法を周知していきます。
- ⑥ 図書館ホームページ内の子どものページを一層充実させ、イベントや新着図書、特集展示の広報を随時行っていきます。読書への関心を高めるために、SNSも利用して子どもの興味を引く読書活動に関する情報を積極的に発信します。
- ⑦ 図書館職員研修を実施し、児童サービスのさらなる充実を目指します。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

幼稚園や保育所などでは、子ども自身が読書を楽しむ体験が大切です。「絵本は楽しい」という心を育てていきます。

〈方策〉

- ① 各施設において実施されている、職員やボランティアによるおはなし会を一層充実させ、子どもが本と触れ合う機会を増やしていきます。
- ② 保護者自身の本への関心や読書意欲を高めるため、保護者へ絵本や読書活動に関する情報を提供し、絵本に関する講演会を行って、子どもと一緒に本を楽しむ機会を増やすことを目指します。
- ③ 絵本や読書活動に関する知識を増やすため、絵本の選書や読み聞かせの職員研修を実施していきます。

【小学校】

小学校では子どもが様々な本と出会い、読む本の幅を広げて読書に対する興味・関心を高めていくことが大切です。

〈方策〉

- ① 定期的に行われているボランティアや学校図書館サポーターによる読み聞かせを継続します。また、子どもがクラスで読み聞かせをしたり、高学年が低学年へ絵本を読んだりする機会を増やしていきます。
- ② 子どもの本への関心を高めるため、感想文・感想画の展示や読書集会などの読書に関するイベント(ブックトーク、ビブリオバトルなど)を積極的に実施していきます。

ブックトーク¹⁰



ビブリオバトル¹¹



- ③ 学校での図書館行事や読書イベントを学校ホームページで広報し、家庭や地域に周知していきます。
- ④ 学校図書館の活用方法を学ぶために、適宜子どもや教員に図書館利用研修を実施します。

¹⁰ 特定のテーマに沿って何冊かの本を順に紹介し、聞き手に紹介した本や読書への興味を持たせる方法・技術。

¹¹ 発表者が順番に本を紹介し、すべての発表が終わった後、全員でディスカッションを行い、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム。

【中学校】

中学校では、様々な本を多く読むとともに、一冊を読み込む深い読書を両立させることが重要になります。子ども同士でコミュニケーションを取りながら、読書体験を深めていきます。

〈方策〉

- ① 定期的実施されているボランティアや学校図書館サポーターによる読み聞かせを継続します。
- ② 生徒同士や、教員、学校図書館サポーターがおすすめの1冊を紹介するなど、定期的に読書イベントを実施し、生徒が本に親しみ語り合う場を用意します。
- ③ 朝の読書活動などを充実させ、学校での読書時間増に努めます。
- ④ 学校ホームページで学校図書館の活動や読書イベントを発信し、広報していきます。新刊本の紹介も行い、本に関する情報提供の機会を増やします。
- ⑤ 新入生に対する学校図書館利用のためのオリエンテーションや、生徒や教員への図書館利用研修を実施し、学校図書館利用の促進を目指します。

【家庭・地域】

市立図書館が中心となって、家庭や地域における読書活動推進を支援していきます。本計画においては毎月第2土曜日を「家庭読書の日」と位置づけ、各施設で連携して取組みを進めていきます。

〈方策〉

- ① 家庭内で本を話題にする機会を増やし、子どもが本に興味を持てるように、「家庭読書の日」には、市立図書館等の本を借りて持ち帰り、家庭で読書することを支援していきます。
- ② 乳児の4か月児健診時のブックスタートを継続します。コロナ禍において一時中断していましたが、司書とボランティアが協力して絵本を手渡す際、読み聞かせの仕方や本の情報とともに市立図書館の案内を行い、図書館の利用に繋げていきます。
- ③ 児童クラブや児童館、公民館で読書に関するイベントを実施し、本に興味を持つ子どもを増やせるよう努めます。
- ④ 公民館では図書室での読書活動を充実させ、おはなし会や読書会などの実施イベントを広報あなんやホームページなどで広報して地域への周知を図っていきます。

基本方針3 子どもの読書活動推進のためのネットワークづくり

すべての子どもが本に親しみ、主体的に読書の楽しさを実感するために、関係機関や団体等が連携し、共通の認識を持って子どもの読書環境の整備に取り組む必要があります。

市立図書館が中心となり、ボランティアや学校、幼稚園・保育所・認定こども園等と連携して、情報や課題を共有し合うネットワークを形成することで、阿南市全体の読書活動推進を目指します。

1 市立図書館を中心としたネットワーク

ボランティアをはじめ、市内の各機関や団体と連携、協力して子どもの読書活動を推進していくため、次のような取組みを行います。

【図書館とボランティアの連携】

阿南市では、子どもの読書活動を推進していく上で、ボランティアが非常に重要な役割を果たしています。たくさんのボランティアグループがそれぞれ活発に活動しており、図書館をはじめ市内の幼稚園・保育所・認定こども園等や小・中学校、地域の児童クラブや公民館などに出向いて、定期的におはなし会や読み聞かせを実施しています。

また、市内のボランティアグループが集まって「阿南市おはなしボランティアネットワーク」を結成し、協力しながら活動しています。年5回程度の定期勉強会を開き、講師を招聘して講演会や研修会を実施するなど、子どもの読書に関する多様な活動を展開しています。

〈方策〉

- ① ボランティア活動の情報発信を支援するため、市立図書館ホームページ上にボランティアのページを設け、ボランティアの活動内容を広報していきます。ボランティアの協力を希望する施設がボランティアグループと連絡を取れるように市立図書館をネットワークの拠点とする体制を整え、ボランティア活動を広げるための支援を行います。
- ② ボランティアの人材育成を支援します。図書館ホームページやその他の媒体を利用して広くボランティア活動への参加を呼びかけます。



【図書館と地域の児童クラブや公民館などの連携】

〈方策〉

- ① 市立図書館から児童クラブや公民館図書室に団体貸出を行い、いつでも気軽に本を手にとれる環境づくりに取り組みます。
- ② 市立図書館やボランティアと連携して子ども向けの読書イベントを実施し、地域全体の子どもの読書活動への関心を高めていきます。

【図書館と幼稚園・保育所・認定こども園等の連携】

〈方策〉

- ① 市立図書館の団体貸出や移動図書館車の巡回を活用し、年齢や興味に応じた関連本の貸出や本に関する情報の提供を強化します。
- ② 実際に市立図書館を訪れる図書館見学や図書館利用体験ツアーを積極的に行い、子どもが多くの本に触れるきっかけづくりに取り組みます。

【図書館と小・中学校の連携】

〈方策〉

- ① 市立図書館の団体貸出や移動図書館車の巡回をより一層活用し、子どもが幅広い本に出会う機会を提供します。
- ② 市立図書館と学校図書館サポーターとの連携を強化し、サポーターの活動の幅を広げます。本の管理など学校図書館の運用について図書館司書が助言を行います。
- ③ 学校図書館と市立図書館が一体的に運用できるネットワークの構築を検討します。学校行事や授業に合わせて、市立図書館の本をスピーディに利用できるよう、物流を含めた体制の検討を行います。

【図書館とその他関係機関の連携】

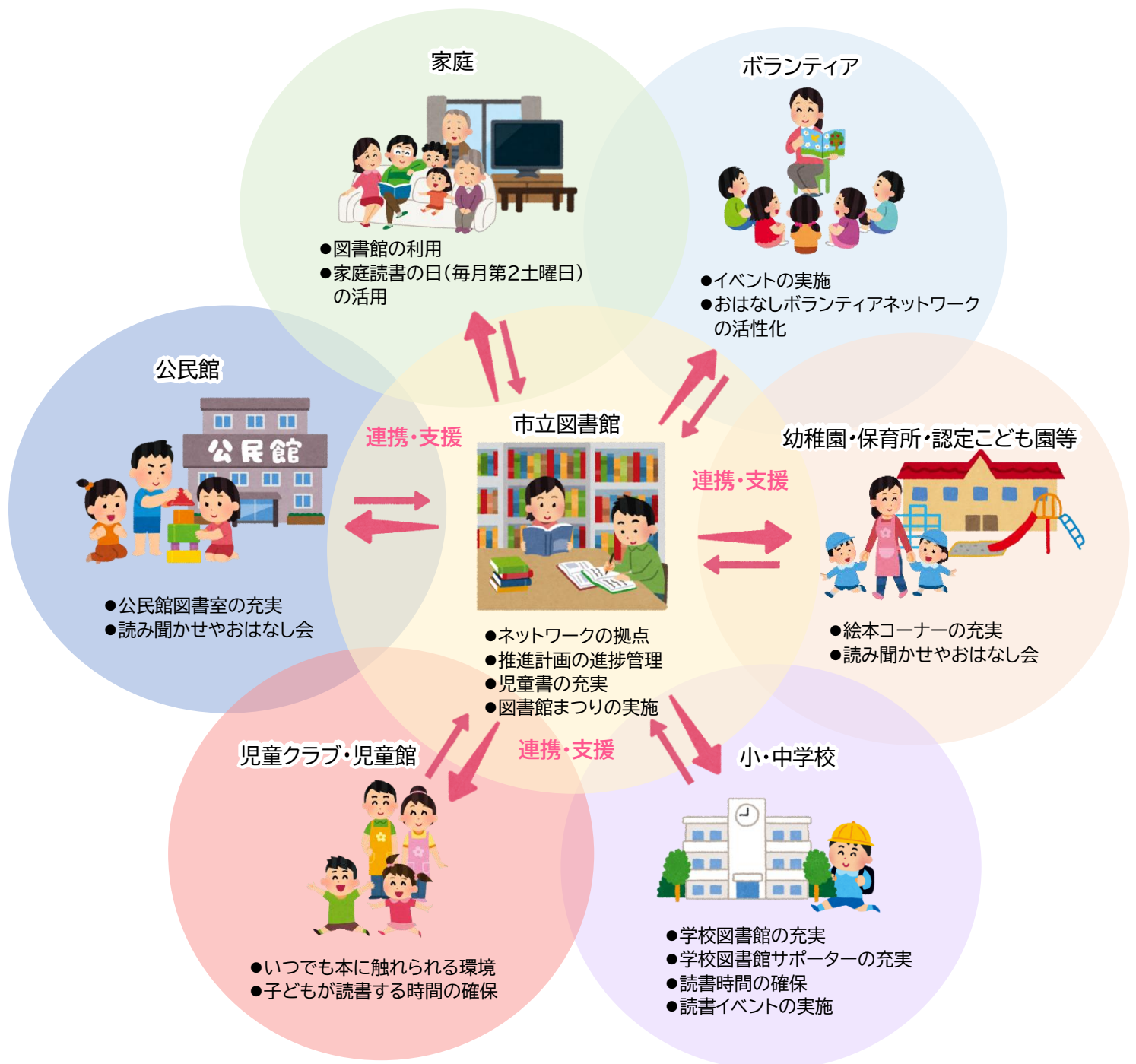
〈方策〉

- ① 市立図書館が行政の各部門や民間企業・団体などの関係機関に対し、子どもの読書活動推進計画について周知・広報し、読書活動推進の重要性を理解してもらえよう働きかけます。
- ② 市内の関係機関と連携し、読書イベントや関連図書の展示など、読書に関わる多様な取り組みを実施していくことを目指します。

2 各施設・団体のネットワーク

市内の各施設や団体が市立図書館を中心としたネットワークに参加することで、互いに連携し情報共有がしやすくなります。市立図書館を拠点にしてつながり合い、互いに協力しながら子どもの読書活動推進のための事業を展開していきます。

また、各施設や団体の課題解決につなげるため、図書館が拠点となり行政の各部門への橋渡しや、各種専門機関との連携による情報提供を行います。



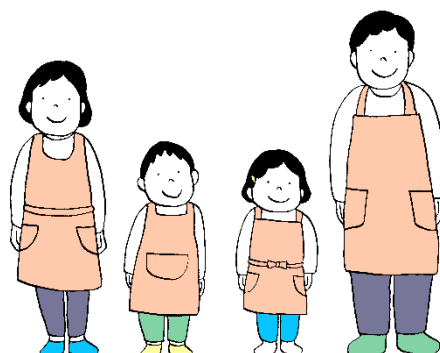
第4章 計画の推進と評価

1 推進体制

本計画の推進には、家庭、学校等が一体となった取組みが必要です。市立図書館が中心となって、関係機関や団体との連携、協力関係を密にし、子どもの読書活動を推進します。図書館職員が現場に行き、課題の把握や助言を行い、研修などの機会を通じて各施設の職員同士の意識やスキルを高めることに努めます。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、市立図書館が事務局となって計画の進捗状況の管理を行います。各施設でそれぞれの方策に沿って目標の数値などを定めて評価し、市立図書館が中心となって取りまとめ、課題を把握し読書活動の推進に活かしていきます。



巻末資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律 第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

巻末資料2 阿南市子どもの読書活動推進計画 第三次推進計画 策定委員名簿

No.		所属	備考
1	市瀬 幸	阿南市教育委員会教育部長	委員長
2	熊山 剛	阿南市小学校図書館教育係校長	(桑野小学校)
3	加賀谷 登	阿南市中学校図書館教育係校長	(阿南第二中学校)
4	松村 志乃	阿南市こども課保育指導保育士	
5	佐々木 英子	阿南市おはなしボランティア ネットワーク会長	
6	牧 逸馬	見能林公民館長	
7	片山 美幸	阿南市児童クラブ連絡協議会会長	
8	山下 祥介	阿南市教育委員会教育部参事	事務局
9	阪本 一雄	阿南市教育委員会学校教育課長	事務局
10	中田 光洋	阿南市こども課長	事務局
11	松村 信子	阿南市立図書館長	事務局長
12	佐藤 朱美	阿南市立羽ノ浦図書館館長補佐	事務局
13	近藤 由佳	阿南市立羽ノ浦図書館司書主任	事務局

阿南市子どもの読書活動推進計画
(第三次推進計画)

令和6年3月

編集 阿南市立那賀川図書館

TEL : 0884-42-3111

発行 阿南市教育委員会